

公開空地等の活用範囲（例）

福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱第4条に規定する活用目的による公開空地の活用範囲については、事前に市（建築指導課または都市計画課、消防局各所管署）と協議する必要があります。

【活用目的】

- 公益性を有するイベント等（※1）に付随する物販又はサービス提供等
- オープンカフェ（テラス営業等）
- 物販店舗（キッチンカー、テイクアウト等）
- ワークショップ、文化活動等
- モビリティポート等交通環境の向上に寄与するもの
- その他、まちづくりに資するもの

敷地内公開空地等合計面積（地区計画で定める地区施設は施設毎）の50%を超えない範囲とします。

※1：（参考）公益性を有するイベント等

① 官公庁、公益法人その他の公益性のある団体等が実施する地域振興、産業振興、観光振興等を目的としたイベントであり、広く一般に開放し、特定の施設の販売促進等を目的としないもの。

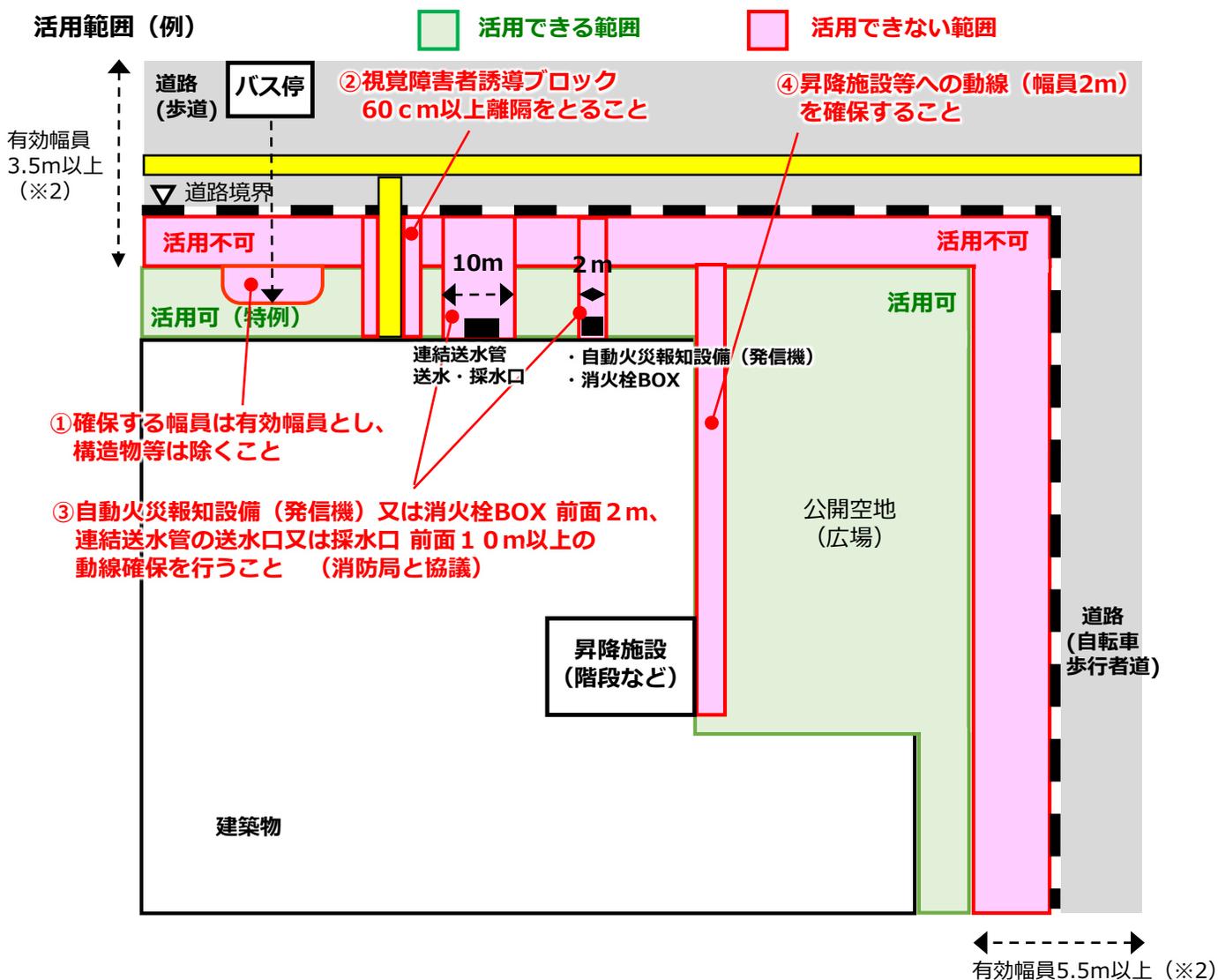
※公益性のある団体

地域まちづくり協議会、官公庁・公益法人、市が協賛・後援するイベント主催者

観光・産業振興等公益目的事業を主として実施する者

② 一般の企業が地域振興、産業振興、観光振興等を目的としたイベントにおいて、付随する物販・サービス等を単独企業が実施する場合は、地域まちづくり協議会や官公庁等の後援を受けたものであること。

活用範囲（例）



※2：歩行者の通行の用に供する範囲の特例

前面道路の歩道又は自転車歩行者道内の自転車通行部分の指定範囲を除く部分を合わせ有効幅員3.5m以上（歩道部分が自転車歩行者道であり通行部分の指定が無い場合、または自転車歩行者道等に接続し、自転車の通行が予見される場合には、5.5m以上）の歩行者空間を確保している場合、活用範囲に含むことができる。ただし、歩行者交通量が多い場所や地区計画で定める歩行者用通路等については、別途協議調整が必要。

その他、公開空地等の本来の目的を阻害する恐れがある範囲は活用できません